

JPM新興資源大国株投信

追加型投信／海外／株式

JPM新興資源大国株投信 マネープール・ファンド

追加型投信／国内／債券

2013.5.24

この目論見書により行うJPM新興資源大国株投信およびJPM新興資源大国株投信 マネープール・ファンド(以下それぞれを「ファンド」ということがあります。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を平成24年11月22日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成24年11月23日に生じています。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号
設立年月日 平成2年10月18日
資本金 2,218百万円(平成25年3月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額
14,806億円(平成25年3月末現在)

照会先

TEL:03-6736-2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

HPアドレス:<http://www.jpmorganasset.co.jp>

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

○ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。

○金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。

○請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。

○請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録させていただきますようお願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
JPM新興資源大国株投信	追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式 一般))	年2回	エマージング	ファミリーファンド	なし
JPM新興資源大国株投信マネー	追加型	国内	債券	債券 一般	年2回	日本	—	—

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス: <http://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的

JPM新興資源大国株投信

新興資源大国の株式等を実質的な主要投資対象として運用を行い、信託財産の中長期的な成長を目指すことを目的とします。

「新興資源大国」とは、ブラジル、ロシア、南アフリカおよび中東諸国をいいます。

「中東諸国」とは、運用委託先（ファンドの特色5をご覧ください。）がそれに該当すると判断する国をいい、平成25年3月末現在、湾岸協力会議(Gulf Cooperation Council)加盟国の6ヵ国（アラブ首長国連邦、バーレーン、クウェート、オマーン、カタールおよびサウジアラビア）としています。ただし、6ヵ国全てに必ず投資するものではありません。

JPM新興資源大国株投信マネー

円建ての公社債を主要投資対象として運用を行い、信託財産の安定した収益の確保を目指すことを目的とします。

（注）「JPM新興資源大国株投信 マネープール・ファンド」は、「JPM新興資源大国株投信マネー」という場合があります。

ファンドの特色

JPM新興資源大国株投信

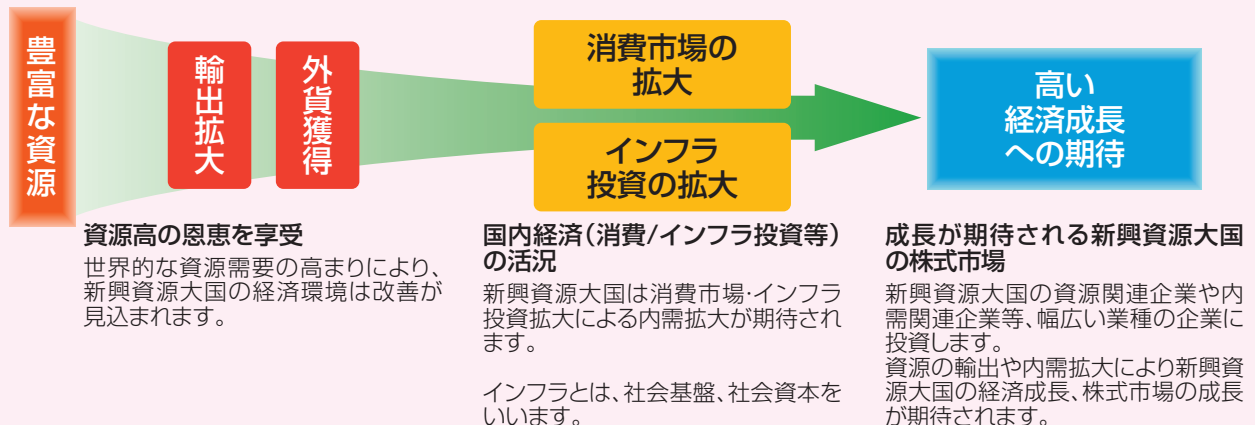
- 1 豊富な資源を背景に経済成長が期待される新興資源大国の株式等の中から、収益性、成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

『新興資源大国の株式等』とは

- 新興資源大国のいずれかの市場で上場または取引されており、かつ当該諸国のいずれかの法律に基づき設立されている企業の発行する株式
- 売上または利益の大半を新興資源大国から得ていると判断される企業の発行する株式
- 資産の大半を新興資源大国に保有していると判断される企業の発行する株式
- 上記3つの株式と同等の投資成果を得られると判断される預託証券等

「預託証券」とは、ある国の企業の株式を国外でも流通させるために、その株式を先進国の銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

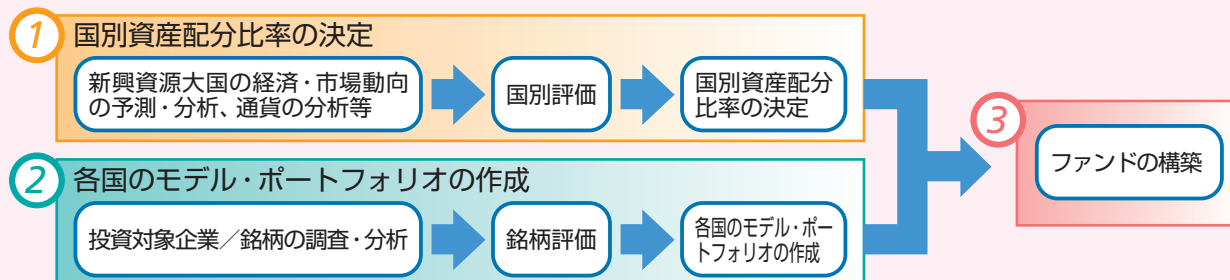
新興資源大国の株式等への投資の着目点



2 ブラジル30%、ロシア30%、南アフリカ30%、中東諸国10%の割合で投資することを国別資産配分比率の基本とします。

ただし、市場の見通しに応じて、ブラジル・ロシア・南アフリカについてはそれぞれ±10%、中東諸国については±5%の範囲内で、国別資産配分比率を乖離させることがあります。

運用プロセス



①：国別資産配分比率の決定

各国*の経済や市場動向の予測・分析、通貨の分析等に基づき、各国の投資魅力度を5段階に評価し、それを参考として、国別資産配分比率を決定します。

②：各国のモデル・ポートフォリオの作成

投資対象企業の調査結果により、企業の持続的成長力、株価の割安度・割高度に着目した分析を行い、各企業を5段階に評価し、評価が高い銘柄を中心に各国のモデル・ポートフォリオ（参考となる標準的な構成銘柄等の一覧）を作成します。

③：ファンドの構築

業種分散や流動性等の観点からファンド全体のリスクを総合的に勘案し、①で決定した国別資産配分比率と②で作成した各国のモデル・ポートフォリオに基づいて組入銘柄およびその比率を決定します。

*中東諸国については、中東諸国を1つの国として、他の新興資源大国と同様に分析・評価等を行います。

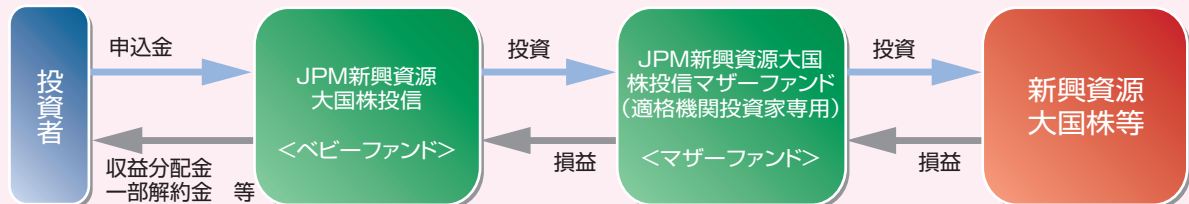
3 原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建ての株式等に投資しますが、原則として為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

JPM新興資源大国株投信

- 4 ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。



*ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

- 5 JPモルガン・アセット・マネジメント (UK) リミテッド (英国法人) に運用を委託します。

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

JPM新興資源大国株投信マネー

- 1 日本の発行体が発行する円建ての公社債を中心に投資し、元本の安定性と安定した収益の確保を図るとともに、高い流動性の確保に配慮した運用を行います。

運用プロセス

- ① 経済成長、インフレ、金利、財政、政治等マクロ面からの調査を踏まえ、市場の見通しを分析し、投資戦略を決定します。
- ② 個別銘柄（債券）の発行体の信用力、評価等を分析し、個別銘柄について割安であるか、割高であるかを判断します。その過程において、どの種類の発行体にどのような配分で投資するかを併せて決定します。
- ③ ②を踏まえ、組入銘柄を選定しファンドを構築します。その際、構築したファンド全体において、信用リスク、金利変動リスク等を適切な水準で取るようにします。

スイッチング

「JPM新興資源大国株投信」と「JPM新興資源大国株投信マネー」の間でスイッチングが可能です。

ただし、「JPM新興資源大国株投信マネー」の購入申込みは「JPM新興資源大国株投信」からのスイッチングに限定されます。

「スイッチング」とは、一方のファンドの受益者が、保有する当該ファンドの受益権を換金した手取金をもって、他方のファンドの受益権の購入申込みを行うことをいいます。

(注) スwitchingの手続等につきましては、4 手続・手数料等をご参照ください。

投資の対象とする資産の主な投資制限

JPM新興資源大国株投信

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

JPM新興資源大国株投信マネー

株式への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産には、投資しません。

収益の分配方針

● JPM新興資源大国株投信、JPM新興資源大国株投信マネー

年2回の決算時(2月・8月の各27日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<収益分配金に関する留意事項>

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、決算期中に発生した収益(経費*1 控除後の配当等収益および有価証券の売買益*2)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかつた場合も同様です。

*1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。

*2 評価益を含みます。

2 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

■ 基準価額の変動要因

JPM新興資源大国株投信

ファンドは、主に新興資源大国の株式に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

株 価 変 動 リ ス ク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。

為 替 変 動 リ ス ク

ファンドは、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。

カントリーリスク

新興資源大国は新興国であることから以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。

- 先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、株式や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- 株式・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- 先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- 税制が先進国と異なることがある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。

JPM新興資源大国株投信マネー

ファンドは、主に国内の債券に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

信用リスク

債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落することがあります。

金利変動リスク

金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

リスクの管理体制

運用委託先では「JPM新興資源大国株投信」について、委託会社では「JPM新興資源大国株投信マネー」について、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

3 運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(<http://www.jpmmorganasset.co.jp>)、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

JPM新興資源大国株投信

基準日	2013年3月19日	設定日	2008年8月28日
純資産総額	15億円	決算回数	年2回

基準価額・純資産の推移



*基準価額(税引前分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。

*基準価額(税引前分配金再投資)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
5期	2011年2月	0
6期	2011年8月	0
7期	2012年2月	0
8期	2012年8月	0
9期	2013年2月	200
	設定来累計	200

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

国別構成状況

投資国※1	投資比率※2
ブラジル	31.6%
ロシア	30.4%
南アフリカ	27.9%
カタール	3.2%
サウジアラビア	2.9%
アラブ首長国連邦	1.7%

通貨別構成状況

通貨	投資比率※2
米ドル	47.6%
南アフリカランド	27.9%
ブラジルレアル	16.9%
カタールリアル	3.2%
スウェーデンクローネ	2.1%

業種別構成状況

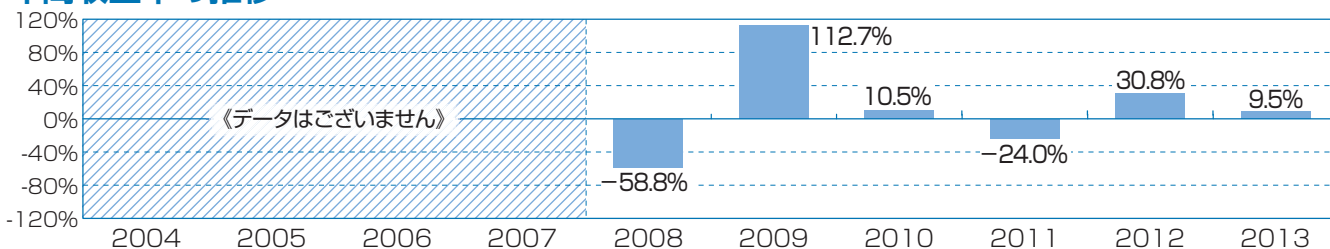
業種	投資比率※2
エネルギー	21.7%
銀行	16.4%
食品・生活必需品小売り	9.1%
食品・飲料・タバコ	8.5%
各種金融	8.3%
その他	30.8%

*上記比率にファンドで保有する株価連動社債※3は、含んでいません。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	投資国※1	通貨	業種	投資比率※2
1	ズベルバンク	ロシア	米ドル	銀行	7.2%
2	ルクオイル	ロシア	米ドル	エネルギー	7.0%
3	サソル	南アフリカ	南アフリカランド	エネルギー	4.2%
4	イタウ・ユニバンコ・ホールディング	ブラジル	ブラジルレアル	銀行	3.7%
5	コンパニア・デ・ベビダス・ダス・アメリカス	ブラジル	米ドル	食品・飲料・タバコ	3.5%
6	インダストリーズ・カタール	カタール	カタールリアル	資本財	3.2%
7	モバイル・テレシステムズ	ロシア	米ドル	電気通信サービス	3.1%
8	ブラジル石油公社	ブラジル	米ドル	エネルギー	3.1%
9	ファーストランド	南アフリカ	南アフリカランド	各種金融	2.9%
10	エティハド・エティサート	サウジアラビア	米ドル	電気通信サービス	2.9%

年間収益率の推移



*年間収益率(%) = $\frac{(\text{年末営業日の基準価額} + \text{その年に支払われた収益分配金(税引前)})}{\text{前年末営業日の基準価額} - 1} \times 100$

*2008年の年間収益率は設定日から年末営業日、2013年の年間収益率は前年末営業日から2013年3月19日までのものです。

*ベンチマークは設定していません。

*当ページにおける「ファンド」は、JPM新興資源大国株投信です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※1 各投資銘柄につき委託会社が判断した投資国に基づいて分類しています。

※2 ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

※3 株価連動社債(ELN)とは、株式または同株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とし組成される社債をいいます。

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(<http://www.jpmorganasset.co.jp>)、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

JPM新興資源大国株投信マネー

基準日	2013年3月19日	設定日	2008年12月19日
純資産総額	1百万円	決算回数	年2回

基準価額・純資産の推移



*基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
5期	2011年2月	0
6期	2011年8月	0
7期	2012年2月	0
8期	2012年8月	0
9期	2013年2月	0
	設定来累計	0

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

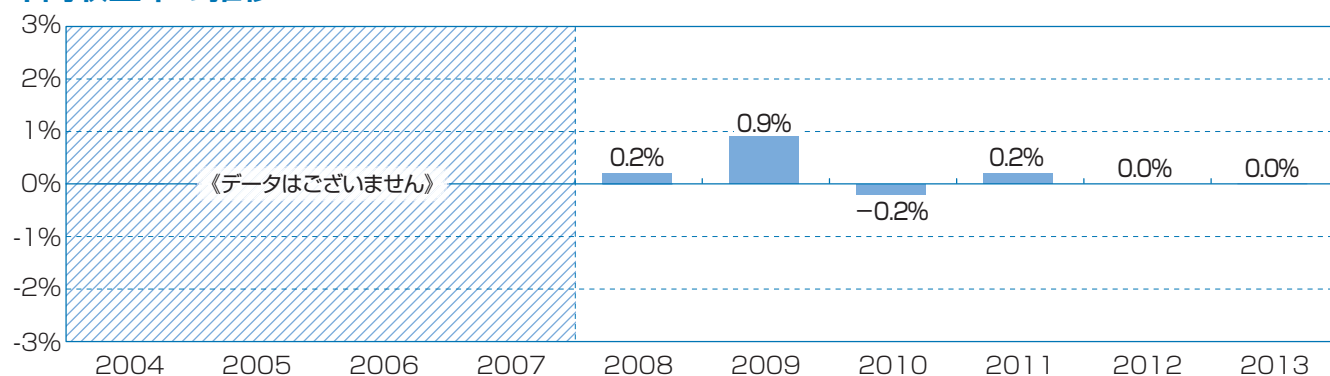
種類別構成状況

種類	投資比率※
国債証券	95.8%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	クーポン(%)	償還日	投資比率※
1	第253回利付国債(10年)	国債証券	1.6	2013/9/20	95.8%

年間収益率の推移



*年間収益率(%)=(年末営業日の基準価額÷前年末営業日の基準価額-1)×100

*2008年の年間収益率は設定日から年末営業日、2013年の年間収益率は前年末営業日から2013年3月19日までのものです。

*ベンチマークは設定していません。

*当ページにおける「ファンド」は、JPM新興資源大国株投信マネーです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※ ファンドの純資産総額に対する投資比率です。

4 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	一般コース* :1万口以上1万口単位とします。 自動けいぞく投資コース** :1万円以上1円単位とします。 * 収益分配時に収益分配金を受け取ることができる申込方法です。 **収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。 ただし、自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位とします。 「JPM新興資源大国株投信」と「JPM新興資源大国株投信マネー」は同じコースでの申込みとなります。 購入後のコース変更はできません。また、スイッチングによる購入の際に、コースを変更することはできません。 「JPM新興資源大国株投信マネー」はスイッチング以外による購入はできません。 詳細については販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	「JPM新興資源大国株投信」 購入申込日から起算して7営業日目までに購入代金を販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込)) 「JPM新興資源大国株投信マネー」 購入申込日から起算して7営業日目に、「JPM新興資源大国株投信」からのスイッチングによる換金代金が、販売会社において購入代金に充当されます。 (購入代金=購入価額×購入口数)
換 金 単 位	一般コース :1万口単位とします。 自動けいぞく投資コース :1円単位とします。
換 金 価 額	「JPM新興資源大国株投信」 :換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。 「JPM新興資源大国株投信マネー」:換金申込日の翌営業日の基準価額とします。 いずれも換金時に手数料はかかりません。
換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して7営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込受付中止日	「JPM新興資源大国株投信」 サンパウロ証券取引所、ロシア証券取引所またはヨハネスブルグ証券取引所のいずれかの休業日には、購入・換金(スイッチングを含みます。)の申込受付は行いません。 「JPM新興資源大国株投信マネー」 申込受付中止日はありませんが、JPM新興資源大国株投信においては、購入・換金の申込受付を行わない日がありますので、ご注意ください。 (注)詳細については販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	午後3時までに、購入・換金の申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の購入・換金の申込みとして取扱います。
購入の申込期間	平成24年11月23日から平成25年11月22日までとします。 上記期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換 金 制 限	—

購入・換金申込受付の中止及び取消し	以下の事情により基準価額が確定できない場合は、購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受け付けられた購入・換金申込みの取消しができることがあります。 ・ 有価証券取引市場における取引の停止 ・ 外国為替取引の停止（「JPM新興資源大国株投信マネー」は該当しません。） ・ その他やむを得ない事情
信託期間	「JPM新興資源大国株投信」：平成20年8月28日から平成30年8月27日までです。 「JPM新興資源大国株投信マネー」：平成20年12月19日から平成30年8月27日までです。
繰上償還	以下の場合に、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・ ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合 ・ ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・ やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年2月27日および8月27日（休業日の場合は翌営業日）です。
収益分配	毎年2回の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	「JPM新興資源大国株投信」は、5,000億円です。 「JPM新興資源大国株投信マネー」は、1,000億円です。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算日毎および償還時に委託会社が作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

■ ファンドの費用・税金

【ファンドの費用】

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	「JPM新興資源大国株投信」 手数料率は<u>3.675%(税抜3.5%)</u>を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。 「JPM新興資源大国株投信マネー」 かかりません。
信託財産留保額	「JPM新興資源大国株投信」 換金申込日の翌営業日の基準価額に対して<u>0.5%</u>を乗じて得た額が換金時に差し引かれます。 「JPM新興資源大国株投信マネー」 かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して以下の率がかかります。 「JPM新興資源大国株投信」……………<u>年率1.9845%(税抜1.89%)</u> 「JPM新興資源大国株投信マネー」…<u>年率0.1575%(税抜0.15%)</u> 信託財産に日々費用計上し、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。 支払先の内訳は以下のとおりです。		
		JPM新興資源大国株投信	JPM新興資源大国株投信マネー
	(委託会社)	年率0.945%(税抜0.90%) (内、年率0.5%を運用委託先に支払います。)	年率0.06825%(税抜0.065%)
	(販売会社)	年率0.945%(税抜0.90%)	年率0.06825%(税抜0.065%)
その他の 費用・手数料	(受託会社)	年率0.0945%(税抜0.09%)	年率0.021%(税抜0.020%)
	1. 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。 ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。 ・ 有価証券の取引等にかかる費用(その相当額が取引価格に含まれている場合があります。) ・ 外貨建資産の保管費用(「JPM新興資源大国株投信マネー」ではかかりません。) ・ 信託財産に関する租税 ・ 信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用 (注) 上記1の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載していません。さらに、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。 2. 純資産総額に対して年率0.021%(税抜0.02%)をファンド監査費用とみなし、そのみなし額を信託財産に日々計上します。ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。 なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。		

(注) 上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して 10.147%(所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%)
換 金 (解 約) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 10.147%(所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%) (注)スイッチングの際にも換金(解約)時と同様の税金がかかります。

(注1)上記は、平成25年3月末現在適用されるものです。平成26年1月1日以降は10.147%が20.315%となる予定です。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2)法人の場合は上記とは異なります。

(注3)税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

余白

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではありません。)

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を(前受金等)お預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成13年5月
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。

なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

注)ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではありません。)

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

JPM新興資源大国株投信は、外国株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格下落や組入株式の発行会社の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることもあります。

JPM新興資源大国株投信マネーは、主に国内債券を投資対象としますので、金利変動による組入債券の価格下落や組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

「JPM新興資源大国株投信」の購入時手数料について

野村證券株式会社における購入時手数料は、購入申込日の翌営業日の基準価額に以下の手数料率を乗じた額とします。

(購入時手数料=購入口数×基準価額×手数料率)

購入口数	手数料率
一律	3.675% (税抜3.5%)

◆JPM新興資源大国株投信マネーからのスイッチングは、1.8375% (税抜1.75%) とします。

◆JPM新興資源大国株投信マネーへのスイッチングは、無手数料とします。

◆「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは野村證券窓口にお問い合わせ下さい。

